様式７

遵　守　確　認　書

　私は、札幌映像撮影コーディネーターとしての役割と義務を理解し、同内容を遵守することを確認いたしました。

|  |
| --- |
| 札幌映像撮影コーディネーター認定制度実施要綱　抜粋　（映像撮影コーディネーターの役割と義務）第３条　映像撮影コーディネーターは、市長、その他の執行機関（以下「市長等」という。）が所有又は管理する施設等及び財産等（以下「市所管施設等」という。）の管理者と映像制作責任者間の連絡調整、撮影現場での安全確保、法令遵守の確認等を行う。２　映像撮影コーディネーターは、映像撮影や映像制作（以下「撮影等」という。）に必要な手続きに関する諸申請（以下「許可申請」という。）に関し、事前に市所管施設等管理者と十分に協議を行い、当該施設の安全確保はもとより、一般の通行人や施設利用者等の支障とならないよう必要な配慮をしなければならない。３　映像撮影コーディネーターは、業務を行うにあたり、映像制作責任者が損害賠償責任保険に加入していることを確認しなければならない。また、市所管施設等管理者が求める場合、その保険証券の写しを市所管施設等管理者に提示しなければならない。４　映像撮影コーディネーターは、映像制作責任者が許可申請を行う際、市所管施設等管理者が求める必要書類に加えて、映像撮影コーディネーター認定証（以下「認定証」という。）の写しを添付するものとする。５　映像撮影コーディネーターは、その業務中は、常時、認定証を携行するものとし、関係者及び市民から提示を求められた場合は、認定証を提示しなければならない。また、認定証は他者に貸与又は譲渡してはならない。６　映像撮影コーディネーターは、市長が求めるときは、市長及び一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「さっぽろ産業振興財団」という。）に「映像撮影コーディネーター活動に関する報告書」を提出しなければならない。７　映像撮影コーディネーターは、市長が求めるときは、市長及びさっぽろ産業振興財団に対し、映像撮影コーディネートに係る料金体系を報告しなければならない。８　（省略）９　映像撮影コーディネーターは、日々自己研さんを怠らず、知識・技能・経験の向上を図り、もって撮影等に携わる者の社会的評価の向上に努めるものとする。 |

　　年　　月　　日

　　札幌市長　　　　　　　　様

　　　申請者氏名